

正 本

令和2年 第3回 吉川市教育委員会会議録

令和2年3月27日（金）

吉川市教委告示第3号

令和2年第3回吉川市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年3月24日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

1 日時 令和2年3月27日（金） 午後3時から

2 場所 吉川市役所202会議室

3 報告事項

(1) 令和元年度要保護準要保護世帯の認定結果について

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

4 付議案件

付議案件

(1) 会議録の承認について

(2) 吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について

(3) 吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について

(4) 学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(5) 適応指導教室指導員の任命について

(6) 教育相談・補導員の任命について

(7) さわやか相談員の任命について

(8) 吉川市社会教育指導員の任命について

(9) 吉川市史編さん史料取扱員の任命について

(10) 文化財の市指定について

(11) 第3次吉川市子ども読書活動推進計画について

(12) 令和2年度吉川市教育行政重点施策について

(13) 吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

(14) 令和2年度当初吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について **【非公開】**

(15) その他

|   |                   |
|---|-------------------|
| 開会の日時   | 令和2年3月27日 午後3時00分 |
| 閉会の日時   | 令和2年3月27日 午後4時15分 |
| 会議開催の場所   | 吉川市役所202会議室       |
| 教育長   | 戸張 利恵             |
| 教育長職務代理者  | 神田 美栄子            |
| <p>会議に出席した委員の氏名</p> <p>席順 1 戸張 利恵</p> <p>2 神田 美栄子</p> <p>3 小林 照男</p> <p>4 中島 新太郎</p> <p>5 鈴木 真理</p>   |                   |
| <p>会議に欠席した委員の氏名</p>   |                   |
| <p>説明のため会議に出席した者の職・氏名</p> <p>教育部長 中村 詠子</p> <p>副部長兼学校教育課長 佐藤 勝俊</p> <p>教育総務課長 染谷 憲市</p> <p>学校教育課学校支援担当主幹<br/>兼少年センター所長 菊名 久子</p> <p>生涯学習課長 宗像 浩</p> |                   |
| <p>会議に出席した事務局職員</p> <p>書記長（教育部長） 中村 詠子</p> <p>書記（教育総務課課長補佐兼管理係長） 石田 和親</p>  |                   |
| <p>傍聴人 0人</p>   |                   |

令和2年第1回吉川市教育委員会会議 議事日程

| 日 程   | 議案等番号  | 内 容  | 提出者 |
|-------|--------|--|-----|
| 日程第1  | —      | 開会の宣告                                      | 教育長 |
| 日程第1  | —      | 前回会議録の承認について                               | 〃   |
| 日程第2  | 報告第3号  | 令和元年度要保護準要保護世帯の認定結果について                    | 〃   |
| 日程第3  | 報告第4号  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について                    | 〃   |
| 日程第4  | 第6号議案  | 吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について | 〃   |
| 日程第5  | 第7号議案  | 吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について          | 〃   |
| 日程第6  | 第8号議案  | 学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について           | 〃   |
| 日程第7  | 第9号議案  | 適応指導教室指導員の任命について                           | 〃   |
| 日程第8  | 第10号議案 | 教育相談・補導員の任命について                            | 〃   |
| 日程第9  | 第11号議案 | さわやか相談員の任命について                             | 〃   |
| 日程第10 | 第12号議案 | 吉川市社会教育指導員の任命について                          | 〃   |
| 日程第11 | 第13号議案 | 吉川市史編さん史料取扱員の任命について                        | 〃   |
| 日程第12 | 第14号議案 | 文化財の市指定について                                | 〃   |
| 日程第13 | 第15号議案 | 第3次吉川市子ども読書活動推進計画について                      | 〃   |
| 日程第14 | 第16号議案 | 令和2年度吉川市教育行政重点施策について                       | 〃   |
| 日程第15 | 第17号議案 | 吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について              | 〃   |
| 日程第16 | 第18号議案 | 令和2年度当初吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について              | 〃   |
| 日程第17 | —      | その他<br>閉会の宣告                               | 〃   |

会議の要点記録

◎開会の宣告（午後3時00分）

○戸張教育長 ただいまから令和2年第3回吉川市教育委員会会議を開催いたします。

◎日程第1、会議録の承認について

○戸張教育長 （議題の宣告）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、会議録を承認することについて異議はなく、前回会議録は承認することに決定した。

◎日程第2、報告第3号「令和元年度要保護準要保護世帯の認定結果について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び報告を求める発言）

○中村教育部長 報告第3号「令和元年度 要保護、準要保護世帯の認定結果について」ご報告いたします。はじめに、2月申請分につきましては、2件の申請があり認定となっております。また、審査保留中の1件につきましては、再三にわたり審査書類の提出を依頼していましたが提出がなかった為、審査書類不備として不認定としました。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（質疑及び意見なし） これで報告第3号を終わります。

◎日程第3、第4号議案「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 報告第4号「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について」ご報告いたします。刻々と状況が変化していく中で、資料にありますように臨時校長会を重ね、卒業式を無事に終えることができました。入学式については26日に具体的に内容が決定し、4月8日に行うことが決まっております。

なお、資料等の詳細につきましては、担当課長から説明します。

○佐藤副部長兼学校教育課長 小中学校臨時休業は3月26日までとなっており、27日より春季休業日となっております。入学式については4月8日に実施します。また、各小中学校とも新入生1名につき保護者の参加は1名までとなっております。なお、各学校の体育館の規模に応じて十分な間隔を取りながら、児童数の多い学校は2部制も含めて検討します。

次に、臨時休校に伴い、小学校1年生から3年生及び特別な事情により支援が必要な児童の受け入れにつきましては、3月2日から26日までの間、平日の午前8時30分から午後3時まで、一日平均200人以上行いました。また、学童保育につきましては、午後2時30分から受け入れを行いました。今後におきましては、国・県から通知されたガイドラインを参照しながら、4月の学校再開に向けて具体的な対応策について校長会、教頭会において検討します。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○中島委員 各小中学校は一カ月近く休みになっていますが、家庭における子どもの学習指導と子どもの学習状況の把握について教えてください。

○佐藤副部長兼学校教育課長 3月2日からの臨時休校に伴い、未指導の内容が発生するため、各学校では臨時休校に入る前に補充のためのプリントを配布したほか、各学校のホームページにおいて保護者に家庭学習の取組について依頼しましたが、学習状況の詳細な把握につきましては困難な状況です。

○中島委員 子どもたちの家庭学習の把握が難しいことは理解しましたが、今後に向けて何か考えがありましたら教えてください

○佐藤副部長兼学校教育課長 4月8日から学校再開となりますので、補充のためのプリントを配布した未指導内容がどこまで学習されているかしっかりと把握したうえで、補充的な学習も検討してまいります。

○中島委員 卒業を迎える学年の子どもの学習内容について、本市はどのような対応を考えているのか教えてください。

○佐藤副部長兼学校教育課長 市教育委員会から各学校長に対して、未指導の内容把握と次年度の指導計画への位置づけを依頼しました。なお、小学校6年生につきましては、未指導がある場合は小中連絡会において報告します。中学生につきましては、3月を迎える時点で未指導はほぼありません。

○神田教育長職務代理者 臨時休校に伴い受け入れた小学生の子どもたちの過ごし方と昼食について教えてください。

○佐藤副部長兼学校教育課長 受け入れにあたり、保護者に自習の準備と弁当をお願いしました。

○鈴木委員 国の発表から受け入れ準備まで時間がないなか、今回の取組が始まりました。家庭訪問は難しいと思いますが、各学校から家庭学習をする子どもたちの様子をどのように把握されたのか教えてください。

○佐藤副部長兼学校教育課長 臨時休校に入る前に市教育委員会から各学校長に対して、各学校の状況に応じて7日から10日に一度は子どもの様子を把握するようにお願いしたところ、保護者の理解を得られ、円滑に対応することができています。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

(質疑及び意見なし) これで報告第4号を終わります。

◎日程第4、第6号議案「吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第6号議案「吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明します。本案につきましては、令和2年4月1日、吉川市立吉川中学校を新たに設置することに伴い、開放校と開放する施設を定めたいので、この案を提出するものです。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第6号議案「吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、第7号議案「吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第7号議案「吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について」ご説明します。本案につきましては、吉川市社会教育指導員設置に関する規則、吉川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則、吉川市史編さん史料取扱員設置規則、吉川市さわやか相談員設置規則、吉川市教育相談・補導員設置規則及び吉川市少年センター適応指導教室指導員設置規則の6つの規則について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の身分等に関し所要の改正を行うため、一括して、案のとおり一部改正するものです。

主な改正内容につきましては、会計年度任用職員制度を踏まえた文言や様式の整理とし

て、「委嘱」から「任命」に表現を改正、身分の根拠規定の改正、更新任期の削除、任用通知書及び勤務条件通知書の様式の削除、服務及び解職の規定の削除、教育委員会職員の勤務時間規則の対象から、会計年度任用職員を除外するものです。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○中島委員 「委嘱」と「任命」の違いについて教えてください。

○宗像生涯学習課長 地方公務員法上において等しく職に対して人を充てるものから、基本的に違いはありません。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第7号議案「吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第6、第8号議案「学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第8号議案「学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」ご説明します。本案につきましては、南中学校 学校歯科医の古山紀子歯科医師について、本人からの申し出により、2020年3月31日をもって解任することにより、欠員となるため、また、吉川中学校の開校に伴い、あらたに学校医、学校歯科医、および学校薬剤師を、別紙2の吉川中学校欄のとおり、2020年4月1日付けで新たに委嘱するため、案のとおり提出するものです。

なお、南中学校は、生徒数が多く、今年度は学校医を3名配置しておりますが、来年度より、吉川中学校に分離することから、生徒数が減少いたします。これにより、学校医は2名の配置とし、減少となった1名は吉川中学校へ異動するものです。

また、既存の小中学校と合わせるため、任期は2021年3月31日までとします。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第8号議案「学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、第9号議案「適応指導教室指導員の任命について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第9号議案「適応指導教室指導員の任命について」ご説明します。本案につきましては、少年センター適応指導教室に通級する児童生徒の自立と学校生活への適応に係る指導を行うため、進通綾乃氏及び豊田正一氏を適応指導教室指導員に任命したいので、吉川市少年センター適応指導教室指導員設置規則第2条の規定に基づき、ご提案するものです。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第9号議案「適応指導教室指導員の任命について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、第10号議案「教育相談・補導員の任命について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第10号議案「教育相談・補導員の任命について」ご説明します。本案につきましては、青少年の非行防止と健全育成のため、新屋敷優一氏を教育相談・補導員として任命したいので、吉川市教育相談・補導員設置規則第2条の規定に基づき、ご提案するものです。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○中島委員 適応指導教室指導員及び教育相談・補導員の3人は、応募者を選考して決定したのか教えてください。

○菊名学校教育課学校支援担当主幹兼少年センター所長 応募者を面接して選考しました。

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第10号議案「教育相談・補導員の任命について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、第11号議案「さわやか相談員の任命について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第10号議案「さわやか相談員の任命について」ご説明します。

本案につきましては、児童生徒や保護者からの相談等に応じ、学校、家庭、地域社会との連携を図ることで、いじめや不登校などの問題に対応するため、東中学校に九条滋子氏、南中学校に新井佳名子氏、中央中学校に岩田玲子氏、吉川中学校に島辺百合子氏をさわやか相談員として任命したいので、吉川市さわやか相談員設置規則第2条の規定に基づき、ご提案するものです。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○神田教育長職務代理者 応募者数と選考について教えてください。

○菊名学校教育課学校支援担当主幹兼少年センター所長 応募者は7名です。また、これまでの相談経験等を踏まえて面接試験を行い、選考しました。

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第11号議案「さわやか相談員の任命について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、第12号議案「吉川市社会教育指導員の任命について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第12号議案「吉川市社会教育指導員の任命について」ご説明します。本案につきましては、市の社会教育の推進を図るため、社会教育の特定分野の指導・相談・社会教育関係団体の育成等に関する業務を行う、社会教育指導員に能登克巳氏を任命したく、吉川市社会教育指導員設置に関する規則第2条及び第5条の規定に基づき、ご提案するものです。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○中島委員 能登克巳氏におかれましては、平成27年度より社会教育委員を委嘱していますが、今回も本人の意向であるものか教えてください。

○宗像生涯学習課長 社会教育指導員は、社会教育に関心が高い識見を有する者のうちから教育長が推薦をして教育委員会が任命するものですが、能登克巳氏におかれましては、これまで社会教育委員として当市の社会教育の推進にご協力をいただきましたが、この度、社会教育委員の荒井一美氏が3年の任期を迎えるにあたり、後任をお願いするものです。

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第12号議案「吉川市社会教育指導員の任命について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、第13号議案「吉川市史編さん史料取扱員の任命について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第13号議案「吉川市史編さん史料取扱員の任命について」ご説明します。本案につきましては、市史編さん事業で収集した古文書や歴史的行政文書などの整理・保存及び活用に関する業務をすすめていくため、吉川市史編さん史料取扱員2人を任命したいので、吉川市史編さん史料取扱員設置規則第2条の規定により、ご提案するものです。

採用方法につきましては、3月13日に面接試験を行い、選考の結果、令和元年度に引き続き、広瀬純氏、三原奈美氏を任命するものです。任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○戸張教育長 （採決の宣告・採決）

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第13号議案「吉川市史編さん史料取扱員の任命について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、第14号議案「文化財の市指定について」

○戸張教育長 （議題の宣告及び説明を求める発言）

○中村教育部長 第14号議案「文化財の市指定について」ご説明します。

本案は、令和2年2月3日に開催された令和元年度第2回吉川市文化財保護審議委員会において、吉川市指定文化財候補として、正慶二年銘阿弥陀一尊種子板碑及び文明十二年銘阿弥陀三尊種子板碑の2件の調査報告及び指定に関する検討を行った結果、市指定について市文化財保護審議委員の同意があり、3月4日付けで吉川市文化財保護審議委員会委員長から教育長へ、この板碑を市有形文化財に指定するよう建議書が提出されました。

建議書及び調査報告書のとおり、この板碑は中世の吉川の歴史を知るうえで価値の高い考古資料であり、市指定文化財として保護・保存したいので、吉川市文化財保護条例第7条第1項の規定により、この案を提出するものです。なお、板碑の所有者には、3月9日付で市指定文化財とすることについての同意をいただいています。

○宗像生涯学習課長 今回指定しようとする板碑は、鎌倉時代から阿弥陀信仰の影響を

受けて建立された塔婆<sup>とうぼ</sup>の一種で青石塔婆<sup>あおいしとうぼ</sup>などと呼ばれ、関東地域では荒川上流より産出される緑色をした岩石である緑泥片岩<sup>りよくでいへんがん</sup>を用いて作られてきたものです。埼玉県内だけでも2万7千基以上が確認されており、その量と質は他の地域と比較して圧倒的な多さとなっています。板碑の造立の目的としては、死者の冥福を祈る追善供養と、生前に自己の安寧を祈る逆修<sup>ぎやくしゆ</sup>供養があり、各地に造立されました。

板碑の形については、一枚の板状に作られた極めて簡素な造りであり、板の表面には阿弥陀如来に対する信仰を窺わせる本尊、経文、作った紀年銘などが刻まれております。本尊は、造立者の信仰を表したものと考えられており、種子<sup>しゆじ</sup>と呼ばれる仏菩薩<sup>ぶつぼさつ</sup>を表した梵字<sup>ほんじ</sup>（古代インドの文字、サンスクリット語）が記されています。

今回の2基の板碑については、正慶2年(1333)、また文明12年(1480)に作られた中世の板碑であり、作られた時期及び当時の地域の状況を知ることができる貴重な考古資料であることから、市指定文化財として保護・保存していきたいと考えております。なお、参考までにご報告しますと、現在板碑の指定状況については、県指定が1件、市指定が8件となっています。また、制作時期及び大きさについて見ますと、最も古い板碑は、保の日蔵院所蔵の「弘安7年板碑」で制作年は弘安7年(1284)、最も大きい板碑は県指定文化財である、木売の清浄寺所蔵の「南無<sup>なむぶつとう</sup>仏塔」で高さ203cmの板碑となっています。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

○中島委員 これまで市内の板碑はお寺にありましたが、今回は所有者である岡田家に保管されているとのことですが、経緯について分かりましたら教えてください。

○宗像生涯学習課長 調査報告によりますと、元々は金沢称名寺領赤岩郷にあったものと推測しています。なお、本板碑は岡田家の裏庭にある竹藪を耕地整理の際に掘削した時に出土したもので、近隣には室町期の如来形立像がある大柳観音堂があることから、同観音堂との関連性が想起されています。

○神田教育長職務代理者 以前に市主催の名所旧跡巡り参加したことがありますが、沢山あることに感心し、吉川市に対する想いも変わりました。また、市史編さん史料取扱員さんからとても丁寧な説明を受けました。今後もこのような宝は是非市民に見守っていただけるような取組をしていただければありがたいです。

○小林委員 金沢称名寺領について教えてください。

○中島委員 現在の横浜市金沢文庫に北条氏が建立した称名寺がありますが、その北条氏の領地が松伏町の赤岩橋の辺りまでであったことや、この地域一体が鎌倉幕府と密接な関係を持っていたことを裏付けるものとなっています。

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第14号議案「文化財の市指定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、第15号議案「第3次吉川市子ども読書活動推進計画について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第15号議案「第3次吉川市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明します。本案につきましては、令和元年12月の教育委員会で協議として上程し、ご意見をいただきました。その際のご意見を踏まえ、修正を加えた上で、図書館協議会で審議したところ、原案のとおり承諾をいただきました。この度、令和2年3月をもって計画期間が満了するため、「第3次吉川市子ども読書活動推進計画」を策定したく、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、ご提案するものです。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第15号議案「第3次吉川市子ども読書活動推進計画の策定について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、第16号議案「令和2年度吉川市教育行政重点施策について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第16号議案「令和2年度吉川市教育行政重点施策について」ご説明します。本市におきましては、第5次吉川市総合振興計画に基づき教育行政を推進しております。第5次吉川市総合振興計画後期基本計画では、教育文化部門のまちづくりの目標として、「生きがい・学び・伸びゆくまちづくり」と題し、「1 生涯学習による人づくり・まちづくり」「2 豊かな人間性を培う学校教育の充実」「3 青少年健全育成の充実」「4 幼児教育の充実」「5 家庭・地域・学校の連携」「6 多彩で個性ある文化の創造と伝承」の6つの柱で構成しております。

これに加えて、子ども達が「学んでよかった」、保護者が「通わせてよかった」、地域に「在ってよかった」、教職員が「勤務してよかった」と思える「子ども達が夢や未来にチャレンジできる学校づくり」を目標として、令和2年度の重点施策を推進することといたしました。配付している「令和2年度吉川市教育行政重点施策」をご覧ください。

今年度につきましては、令和2年度に重点的に取り組む施策を選定し、7ページ以降の

「重点的な取り組み及び重点事業」に各重点施策の具体的な事業概要を掲載しています。昨年度からの主な変更点といたしましては、各課において実施する事業を反映させております。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第16号議案「令和2年度吉川市教育行政重点施策について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、第17号議案「吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」

○戸張教育長 (議題の宣告及び説明を求める発言)

○中村教育部長 第17号議案「吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」ご説明します。本案につきましては、係制を担当制にすることで効率よく業務を遂行するため、ご提案するものです。

なお、係制と担当制の違いにつきましては、いわゆる「係制」から「担当制(スタッフ制・グループ制・フラット制)」にすることで、係縦割の業務分担から、課内で事務配分の調整が可能になり、事務事業の執行に最も適した体制を柔軟に取ることができ、効率よく仕事に取り組めるものです。

○戸張教育長 (質疑及び意見を許可する発言)

○戸張教育長 (採決の宣告・採決)

採決の結果、原案のとおり決定することに異議なし、第17号議案「吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、第18号議案「令和2年度当初吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について」

(人事案件のため非公開)

◎日程第17、その他

○戸張教育長 (事務局からその他報告等がないかの発言)

○中村教育部長 事務局から4点報告事項があります。

1点目は次回の教育委員会会議の開催日時ですが、令和2年4月24日金曜日、午後3時から吉川市役所202会議室において開催する予定です。

次に、2点目の3月議会における教育委員会関係部分の一般質問については、事前に口述書を配付していますので、ご参考としてください。

次に、3点目の吉川市文化芸術基金条例につきましても、賛成少数により否決されたので、文化芸術に関する事業はこれまでどおり一般財源を充てて行います。

次に、4点目のおあしす は一とふるぽっと跡地につきましても、令和元年第5回（12月）吉川市議会定例会において跡地の活用について請願が出ましたので、現在、一般開放に向けて整備しています。

○染谷教育総務課長 28日午前10時から吉川中学校の竣工記念式典を挙ります。

○戸張教育長 （質疑及び意見を許可する発言）

（質疑及び意見なし）

◎閉会の宣告（午後4時15分）

○戸張教育長 以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。これで、令和2年第3回吉川市教育委員会会議を閉会といたします。閉会にあたりまして、神田教育長職務代理者よりごあいさつをお願いします。

○神田教育長職務代理者 新型コロナウイルスの終息が見えないため、外出を控えざるを得ないなか、市の皆様におかれましては小中学校の卒業式を延期したほか、様々なイベントにおいてもご苦労があったことと思います。また、今、中学3年生の子どもたちは、幼稚園や保育園を卒園するとき、東日本大震の時であったと聞きましたが、是非乗り越えて欲しいと期待しております。また、私事ではございますが、これまで6年間大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

令和2年3月27日 第3回 吉川市教育委員会

吉川市教育委員会会議規則第24条第2項の規定により署名する。

令和2年3月27日

教 育 長                    戸張 利恵

教育長職務代理            神田 美栄子

委                    員                    小林 照男

委                    員                    中島 新太郎

委                    員                    鈴木 真理

参考資料

付議された議案等の処理結果

令和2年第3回吉川市教育委員会会議

| 議案等番号  | 件名   | 議決結果 |
|--------|--|------|
| —      | 会議録の承認について                                 | 承認   |
| 第6号議案  | 吉川市小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例施行規則の一部を改正する規則について | 可決   |
| 第7号議案  | 吉川市社会教育指導員設置に関する規則等の一部を改正する規則について          | 可決   |
| 第8号議案  | 学校歯科医の解任及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について           | 可決   |
| 第9号議案  | 適応指導教室指導員の任命について                           | 可決   |
| 第10号議案 | 教育相談・補導員の任命について                            | 可決   |
| 第11号議案 | さわやか相談員の任命について                             | 可決   |
| 第12号議案 | 吉川市社会教育指導員の任命について                          | 可決   |
| 第13号議案 | 吉川市史編さん史料取扱員の任命について                        | 可決   |
| 第14号議案 | 文化財の市指定について                                | 可決   |
| 第15号議案 | 第3次吉川市子ども読書活動推進計画について                      | 可決   |
| 第16号議案 | 令和2年度吉川市教育行政重点施策について                       | 可決   |
| 第17号議案 | 吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について              | 可決   |
| 第18号議案 | 令和2年度当初吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について              | 可決   |